

鳩山町農業経営継続応援給付金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギーや肥料を含む農業用資機材の物価高騰等の影響により厳しい経営環境下にある農業経営体に対し、鳩山町農業経営継続応援給付金（以下「農業給付金」という。）を給付することにより、農業経営体の生産意欲の向上、経営の安定及び継続を応援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、鳩山町とする。

(給付対象者)

第3条 農業給付金の給付対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法人 町内に所在地を有し、鳩山町農業委員会が管理する農家台帳に登録された農業経営法人
- (2) 個人農家 町内に住民登録を有し、鳩山町農業委員会が管理する農家台帳に登録され、かつ、農業経営面積が1,000平方メートル以上である農業経営者

(給付額)

第4条 法人及び個人農家の農業給付金の給付額は、2万円とする。

(給付回数)

第5条 農業給付金の給付回数は、1回限りとする。

(給付申請)

第6条 農業給付金の給付申請ができる期間は、令和7年7月22日から令和7年11月28日までとする。

- 2 農業給付金を受けようとする対象者は、鳩山町農業経営継続応援給付金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(給付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ給付の可否を決定し、鳩山町農業経営継続応援給付金給付決定通知書（様式第2号）により、当該申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 2 農業給付金の給付方法は、口座振込によるものとする。

(不給付要件)

第8条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、農

業給付金を給付しないものとする。

(1) 政治団体

(2) 宗教上の組織又は団体

(3) 前2号に掲げる者のほか、農業給付金の目的に照らし適当でないと町長が判断する者

2 前項の規定により不給付の決定をしたときは、鳩山町農業経営継続応援給付金不給付決定通知書（様式第3号）により、申請者に対しその旨を通知するものとする。

（不正利得の返還）

第9条 町長は、偽りその他の不正手段により農業給付金の給付を受けた者がいる場合は、給付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

（受給権の譲渡及び担保の禁止）

第10条 農業給付金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。